

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

2022年4月作成

2023年1月改訂 ※1を追記

横浜旭中央総合病院

薬事委員会

目的：横浜旭中央総合病院（以下「当院」という）と保険調剤薬局が相互に協力し、薬物治療管理の一環として調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者様への薬学的ケアの充実及び処方医や保険薬局での負担軽減を図り、円滑な外来診療を実現するために必要な事項を定める。

1. 疑義照会の不要例（麻薬・抗悪性腫瘍剤に関するものは除く）

以下の項目については薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別処方医への同意の確認を不要とする。ただし適応症・用法用量が変わらない場合に限る。また、必ず用法・負担額等を患者様へ説明の上同意を得ること

（1）同一成分の銘柄変更

「変更不可」の指示がある処方を除いて薬剤師の判断と責任のもとで同一主成分が含有されている銘柄間の変更調剤を可能とする。

- ・先発品⇔先発品
- ・先発品⇔後発品
- ・後発品⇔後発品

※1 漢方薬については銘柄により若干成分・量・用法の違いがあるが、等量と判断できるものについては銘柄変更を可とする。またこの場合に限り用法変更（分3⇔分2）も可とする。

お薬手帳に銘柄変更した変更前後の薬について記載を行うことで情報提供は不要とする。

（2）内服薬：同一成分の剤形変更

変更不可の指示がある処方を除いて、医薬品の安全性並びに患者の利便性に限定して薬剤師が判断し必要と認めたものに限り剤形の変更調剤を可とする。

- ・散剤⇔錠剤
- ・OD錠⇔普通錠⇔カプセル
- ・粉碎指示⇔散剤（抗悪性腫瘍剤を除く）

ただし、薬剤の安定性・体内動態等を考慮すること。

(3) 同一成分の規格変更（安定性・利便性の向上のための変更に限る）

「変更不可」の指示がある処方を除いて、医薬品の安全性並びに患者の利便性の向上に限定して薬剤師が判断し必要と認めたものに限り規格の変更調剤を可能とする。

例) 5mg 錠 1回2錠→ 10mg 錠 1回1錠

例) 10mg 錠 1回0.5錠→5mg 錠 1回1錠

(4) 一包化

患者希望あるいは服薬状況が不良な患者で一包化により改善が見込まれる場合は一包化調剤を可とする。また個々の薬剤の安定性データ等に留意すること。

(5) 処方日数

薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、並びに週1回服用 月1回服用 1日おき服用等の指示のある薬剤の処方日数を調整（短縮）して調剤することを可とする。ただし日数変更理由をお薬手帳に記載すること。

例) クロピドグレル錠 75mg 30日分→「27日分（3日分残薬あるため）」

例) マグミット錠 330mg 30日分→40日分残薬があったとしても「1日分（残薬あり）」として調剤（次回処方漏れを避けるため0日分とはしない。）

例) アレンドロン酸錠 35mg1錠 分1起床時 ○曜日 28日分→「4日分（他の薬剤が28日分処方のため）」

定期的な服用をしていたにも関わらず残薬がある場合に限る。

自己中断していた場合や服用忘れが多い場合は対象外とし直接疑義照会を行うこと。

(6) 外用薬の用法

「医師の指示通り」等使用部位が不明な場合は薬剤師が患者に使用部位を確認して薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合には処方箋の備考欄に追記することを可とする。

上記以外の疑義照会は速やかに必要に応じて行ってください。

2. 処方医への情報提供の方法

(1) 処方変更についての調剤後の連絡

このプロトコールに基づき処方変更し調剤した場合は、変更内容を記入した処方修正報告書（別紙1）を下記のFAX番号に送信すること。

FAX 番号：045-922-9499（医事課）

後発医薬品及び一般名処方箋の銘柄についての報告は不要とする。ただし調剤した後発品名と処方された医薬品の銘柄名をお薬手帳に併記すること。

厚生労働省通知①「処方箋に記載された医薬品の後発医薬品の変更について（平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）」及び②「疑義解釈資料の送付について：その 2，問 4 3（平成 24 年 4 月 20 日事務連絡）」参照のこと（※）

※参考：厚生労働省通知①②について

①変更調剤の報告

「7 保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方箋を発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

②一般名処方調剤報告について

（問 43）カルテには、できるだけ詳しい情報を記載しておくことが望ましいと思うが、一般名を記載した処方箋を発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄等を改めてカルテに記載しなければならないのか。

（答）改めてカルテに記載する必要はない。発行した処方箋の内容がカルテに記載されていればよい。

3. 疑義照会簡素化プロトコールにおける合意書（以下、合意書）の取り交わし

- （1）合意書に必要事項を記載・押印（保険薬局名称、保険薬局住所・名称・代表者）、2 部作成し、当院へ 2 部とも郵送。当院記入欄記入後 1 部を返送・1 部は当院にて保管する。

《疑義照会対象例》

- ・ 配合剤への変更、配合剤からの変更

例) テラムロ配合錠 A P ⇔ テルミサルタン錠 40mg
アムロジピン錠 5mg

- ・ 2規格処方されている場合の1規格への統一 またはその逆

例) レボフロキサシ Na 錠 25 μ g 1錠
レボフロキサシ Na 錠 50 μ g 1錠 ⇔ チラーヂン S 75 μ g

ただし厚労省の通知内で可とされている変更であれば通知を優先してください。

- ・ 軟膏剤⇔クリーム剤の変更 基剤が変わるため
- ・ パップ剤からテープ剤への変更、またはその逆
- ・ 麻薬・抗悪性腫瘍剤に関する変更
- ・ 漢方薬が食後で処方されている場合の食前への変更
- ・ 削除・追加・処方日数の延長・外用薬の増量 等